

平成19年3月2日開会
平成19年3月26日閉会

平成19年3月
第1回定例会会議録
(第3日 3月9日)

小豆島町議会

平成19年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

平成19年3月9日（金）午前9時30分開議

第1 一般質問 3名

第2 「知事提出議案第1号、小豆島町財産区議会設置条例について」から「議案第30号、平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託

第3 「発議第1号、小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について」及び「発議第2号、小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」に対する質疑、討論、採決

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

大変お忙しいところをきのうに引き続きお集まりくださりましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時31分）

直ちに日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

議長（中村勝利君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、2点について執行部の皆さんに伺います。

まず、1点ですが、本町における公共工事発注の入札制度のあり方と運営について、そしてその関連についてお尋ねします。

公共事業における官製談合事件は今もって後を絶たず、頻繁に報道されている状況です。そういう中で、総務、国土交通両省が地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策の素案が報道されました。その主要なもので、1つは全自治体で一般競争入札を導入、都道府県、政令市は予定価格1,000万円以上の工事を原則として一般競争入札、指名競争入札は適用条件を厳格化し、縮小、そして入札監視委員会を置いていない市町村は早急に設置、などのような内容のようです。以上の主要な点について、本町では今後この対策についてどのようにするのかお尋ねいたします。

2つ目は、指名競争入札において、昨年建設課で、その日の入札で1事業者が2つの工事を落札したようであります。県の入札要件では、「主任技術者または管理技術者を配置することができないときは入札に参加できないので、入札辞退届を契約担当者に提出すること。他の入札との関係で配置できなくなったときも、入札に参加できない」とあります。本町においては、この要件を準用する考えはあるのかお尋ねします。

次に3つ目、入札参加資格がない小規模な業者や個人が町工事に参加できる小規模工事

契約登録制度の導入を求めます。この制度は、町内の小規模事業者に受注の機会を広げ、仕事の確保と地域経済の振興を図るものです。この点について伺います。

4つ目は、小豆島町建設工事指名競争入札指名業者指名基準の第3条8、「資格審査基準日以降における労働福祉の状況」とは、具体的にどのような状況を指のすか伺います。そして、適切かつ厳正に確認されているのかもお尋ねをいたします。

大きな柱で2点目ですが、合併協議会で合意されていない中学校統廃合問題について伺います。

2月8日教育民生常任委員会において協議された資料によれば、施設整備計画の池田中学校のところで、「今後は耐震診断を実施し」云々とあり、「できれば今後の池田中学校の施設整備については、平成19年度に町立学校等施設整備計画策定委員会（仮称）を設置し、小学校統合整備構想とあわせて検討していく必要がある」と書かれてあります。この内容からして、池田中学校が廃止され、内海中学校に統合することも含めて議論する策定委員会であると理解しますが、であるなら、合併協議会の合意に反するものです。

旧池田町教育委員会においては、合併しても池田校区の子供を、15年間を見通した教育システムを構築する中、こどもセンター、小学校、中学校連携教育を推進していくことで確認されています。町長は、合併協議会での協議の合意をほごにするのですか、お尋ねします。

何よりも、地域住民と子供、学校の関係が近い距離にあり、池田の産業、お年寄りのいたわりと感謝、伝統文化等を身近に学ぶことが学校教育に反映されてきていると思います。池田住民の多くが反対するであろうこの問題は、今すぐ撤回するよう求めるものです。町長と教育長のお考えをお尋ねします。

以上、質問を終わります。よろしくご答弁お願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

入札制度につきましては、その透明性の向上、制度の厳格化など課題の多い問題であり、その適正化に向け、早急な検討が必要であります。その詳細につきましては、建設課長に答弁させます。

また、池田中学校の問題につきましては、教育長から答弁いたします。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札制度の1点目でございますが、この新聞記事につきましては私も読みました。また、早ければことしの3月末までに地方自治法施行令や政令、省令を改正して、国土交通省でマニュアルを策定する方針であるとも書かれておりました。しかし、この記事の内容は、すべての公共事業の発注を一般競争入札で行うというものではないと解釈をしております。県の対応としましても、一般競争入札の対象を原則1億円以上の工事から5,000万円以上の工事に拡大するものです。

14番議員もご承知のとおり、現行の地方自治法の第234条でも「売買、貸借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものとする」となっております。小豆島町としましても、この法律に準じて、一般競争入札も取り入れながら入札を執行いたしております。最近に発注いたしました内海中学校の校舎建設工事、機械設備工事、電気設備工事の発注方法が、制限つきとはいえ、まさに一般競争入札でございます。

今後、地方自治法施行令等の改正があれば、国土交通省で策定されますマニュアルなどを参考にしながら、指名委員会を中心により一層の談合防止に向けた入札方法の検討をしてみたいと考えております。また、入札監視委員会につきましても、あわせて検討をしてみたいと思います。

2点目は、1業者が2つ以上の工事を同時に請負してよいのか、県の要件を準用する必要がないのかとのご質問でございますが、建設業法第26条第3項で、「公共性のある工作物に関する重要な工事の場合は、工事現場ごとに主任技術者もしくは管理技術者を配置しなければならない」となっておりますが、同法の施行令第27条で、工事現場に専任の配置が義務づけられているのは請負工事が2,500万円以上の場合であって、2,500万円未満の工事では専任の配置を義務づけられておりません。つまり、2,500万円未満の工事では兼務が認められております。なお、県にも確認したところ、県も建設業法に準じているとのことでした。

ちなみに、平成18年度中に建設課で発注した工事で工期と主任技術者が重複している請負工事は、業者数にしまして5社、工事件数にしまして10件で、それぞれの請負業者が2件の工事を請け負っておりますが、2件の請負工事額を足しても、金額の多い業者で約850万円であり、5社ともに小規模の工事であることから法的にも問題はなく、県にも準じているということになります。

3点目は、小規模工事契約登録制度の導入の要望でございます。現在本町では、法的に

随意契約が可能な小規模な工事も含めて、できるだけ町に指名願が提出されている地元業者を中心に、指名競争入札により発注しております。これは建設業法で規定しているように、公共工事である以上は、小規模な工事でも適切な工事管理能力を備えた主任技術者を抱える業者に発注しているものでございます。

なお、厳しい財政状況の中で工事量も少ない反面、町内の指名業者数も多く、また零細企業が多いため、業者育成の面からも、小規模工事といえども貴重な工事となっております。このようなことから、現時点での小規模工事契約登録制度の導入は考えておらず、現行制度の中で地域経済の活性化を図っていきたいと思います。

4点目は、資格審査基準日以降における労働福祉の状況は、具体的にどのような状況を示すのかということでございます。また、適切かつ厳正に確認されているのかというご質問でございますが、ここで言います労働福祉とは、工事中の事故などに備えての保険や日雇い労働者の退職金の加入等が該当します。町としましては、工事請負契約時にそれぞれの工事ごとに建設業退職金共済制度による掛金収納書を提出させて確認しております。

以上で入札制度についての答弁を終わります。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

先般開催の教育民生委員会で提示した資料でございますが、町内の中学校2校、小学校5校、幼稚園7園について、耐震診断の実施状況等についてお示ししたものでございます。

小・中学校の耐震診断等の実施状況ですが、7校のうち4校が実施済みであり、池田中学校、池田小学校、福田小学校の3校が未実施となっております。このうち池田小学校校舎は、「平成19年度に耐震診断の2次診断を実施する予定であり、その結果により耐震補強等を検討する」としてあります。池田中学校校舎については、「今後は、耐震診断等を実施し、その結果により大規模改修、または改築をするかを決定するようになるが、生徒数の推移等も考慮し、最終的な判断をする必要がある。できれば、今後の池田中学校の施設整備については、平成19年度に町立学校等施設整備計画策定委員会（仮称）を設置し、小学校統合校舎整備構想とあわせて検討していく必要がある」としてあります。

今後実施する池田小学校、池田中学校は、ともに耐震基準を満たしていないということになれば、福田小学校を除いても5校の校舎については耐震補強や改築が必要になってまいります。また、今後の児童・生徒数の減

少を考えると、現在取り組みの指針としております教育施設再編整備基本方針及び実施計画で示されておりますように、内海地区においても小学校を1校にするかどうかについて検討する必要があると考えております。

池田小学校、池田中学校につきましても、今後の児童・生徒数の推移を見ますと、現在の池田小学校は、1学年2学級である学年が2学年ですが、平成22年度からは1学年のみとなります。25年度以降は全学年が1学級となる見込みです。また、池田中学校では、現在全学年2学級ですけれども、平成20年度からは1学年が1学級、21年度からは2学年が1学級、28年度からは全学年が1学級となる見込みでございます。

施設の経過年数からしても、池田小学校校舎が昭和54年の建築、池田中学校校舎が昭和38年の建築であるということを考えると、それぞれの校舎を耐震補強するよりは、小学校と中学校の併設校舎を建設するという選択肢もあります。また、池田中学校と内海中学校をあわせても、平成28年度にはすべての学年が3学級となる見込みであることを考えると、内海中学校との統合についても検討した上で、その方向性を決定する必要もあると考えております。

以上のようなことから、町立学校等施設整備計画策定委員会（仮称）を設置し、小学校統合校舎整備構想とあわせて検討していく必要があるという旨を教育民生委員会での資料としたものでございます。

また、14番議員が言われますように、2町の合併協議では、旧町の取り組みを尊重し、新町に引き継ぐことを基本に協議を進めてまいりましたので、合併協議における合意事項は尊重する考えであり、池田校区の子供を、15年間を見通した教育システムを構築する中、こどもセンター、小学校、中学校連携教育を推進していくことの方角性を変えてはおりません。幼稚園、保育所、小・中学校の15年間を通した教育システムを構築することは、池田校区に限るものでなく、本町として目指さなければならないものであるとも考えております。

池田中学校と内海中学校との統合につきましては、昨日もお答えいたしましたように、現時点ではその考えはありませんが、中・長期的な観点から学校設備のあり方を考えていく中で、各学校の統合についても検討する必要があるものと考えております。

安全、安心な学校づくりを計画的に推進していくためには、昨年12月定例会で6番議員のご質問に対しご答弁申し上げましたように、町立学校等施設整備計画策定委員会（仮称）で十分に検討するとともに、町議会はもとより、各自治会や住民の皆様とも協議し、

学校施設の将来的な整備計画を策定することが必要であると考えております。また、策定委員会におきましては、昨日来答弁申し上げておりますように、施設整備の効率性、経済性や児童・生徒数が減少するというところだけを考えると、単純に統合ありきという議論は避けるべきであり、本町の将来を担う子供たちにとって、どのような教育環境が望ましいかということをも最優先に考えて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、入札の問題であります。担当課長の方からは、総務、国土交通省が出された素案について単純にはいかないということでありましたが、この主要な中身について、まず印象的に受けとめたのは、本町においては今の現在のやり方で進めていくというふうな、総体的にはそういう受けとめました。ただ、入札の監視委員会については検討するというふうなことを言われましたが、今後の改善を求めたいというふうに思います。

それと、2つ目におきましては、これは県の要件の準用の問題で私は尋ねたわけですが、いろんな入札に関連して、すべて準用問題でうまくいくとは限らないわけで、入札の工事の額においてのランク制度も県と町は違います。そういう中で、この金額が2,500万円以上、以下の線引きによって、それが主任技術者なり、管理責任者を併用できないという問題があるようですが、町のレベルでの工事については、単純にはこの2,500万円の線引きではまずいかないだろうというふうに思うわけですが、工事によっては、その線引きというのは考えなければならないというふうに思うわけですが、その点についてどのように考えるのか伺います。

それと3つ目、小規模工事の契約登録制度についてですが、全国的にどのような実態があるかということは、担当課の方ではどれくらい把握されてるのかということなんですが、北海道から全国沖縄、九州まで、それぞれの自治体でこの問題は地域の経済振興、活性化ということで取り上げていってる自治体がたくさん出ております。入札に参加する資格の人たちの中で、今後これを今までどおりやっていくという考えを述べられましたが、入札参加資格のない方が今不況の中で大変苦しんでおります。入札の状況を見ましても、例えば入札額が40万円、あるいは60万円、80万円という少額の金額においても指名競争入札を行っておりますが、やはり公平に町内の業者に公共工事を受注させていくという、そういう基本的な姿勢を示す必要があると思うんです。全国でもやられてるようなそういう状況

に学んで、本町でもやる必要があるのではないかというふうに思います。小規模の業者にとってもその要望があります。指名してる人たちしか公共工事が受けられないと、元請できないという状況の改善を求めてきております。その声について、どのように執行部、町長なり、担当課の方が考えておられるのか、全く改善する余地がないのかという点について伺いたいと再度思います。

実は、入札関係をいろいろ調べていきますと、合併してから7月に1件あって、あと9月4日に16件、9月4日の日に16件入札がありました。12月26日に16件ありました。そして、これも工事の工期がすべて9月5日から12月20日ぐらいまでがほとんどでした。入札場所は第5会議室、日時は午前9時から。16件の入札の工事を行うのに、9時から始めて、入札に来る業者がそこでどういう形で現場では入札の状況を行うことができるのか、その点について伺いたいと思います。12月26日においても、16件同じ日に行っておりますが、これも工期の前日です。工期は12月27日から始まって、後19年2月26日までが6件、19年3月20日までが10件、始まるのはすべて12月27日です。入札日がその前日になってます。そして、日時も午前9時、場所も2階の第5会議室、すべての業者が同時にこういう状況の入札の仕方です。実際にできたのかどうなのか、この入札の状況のあり方について疑問に思うわけですが、この状況について説明を受けたいというふうに思います。

それと、共済制度の問題です、労働福祉の状況の中で説明ありました共済制度。この共済制度に加入している入札参加業者、何件おられるのか伺います。

それと、入札の参加資格審査を行う審査会が設置されてると思いますが、その責任者は助役であると思いますが、今度上程されております、助役が副町長となれば、この責任者がだれになるのか伺いたいというふうに思います。

入札関連では、それでちょっと伺いたいと思います。

それと、大きな柱の2点目の中学校の問題ですけども。

議長（中村勝利君） 村上議員、答弁の時間がなくなりますけども、よろしいですか。

14番（村上久美君） 中学校の問題については、池田の地域の旧教育委員会で話された15年間のシステム、せめて10年間というスタンスの中で存続させるという考え方が持ち合わせされてるのかどうなのか、その点について伺います。

以上です。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 入札制度については、五、六点あったかと思うんですけど、

1点目の2,500万円以上か未満かにつきましては、これは先ほど申しましたとおり、法律にのっとってやっておりますから、今後も特に変動がなければこのままいくと思います。

それから、登録制度の全国的なあれを把握しておるかということでございますけど、私もインターネットで調べた程度で、たしか全国的には298自治体ぐらいがそういう制度を取り入れておるといふふうに記載しておったような気がします。それが30万円以下の工事とか、50万円以下の工事、あるいは130万円以下の工事、いろいろあったかと思いますが、先ほど説明したとおり、私の方は30万円の工事でもやっておりますし、指名願が出ておる業者はそれこそ零細企業ですので、それ以上の零細企業、それ以下といいますが、それ以下の零細企業の方でも、そういう希望があれば指名願を出していただいたらいいんじゃないかと思います。

それから、7月と12月に2回に16件ずつの入札をしておる、同時刻にやっておるということでございますけど、当然案内は同時刻で案内はしております。ただ、入札の順番を決めて、別室に入札する部屋と控室を別に設けておりますので、入札するものは順番を決まして1件ずつ当然別室でやっております。それで、特に入札に該当する業者のみを入札室に招き入れましてやっておりますので、特に大きな問題はないと思います。

共済制度、入札につきましては把握はしておりませんが、これはたしか指名願の申請を県に提出するとき 経営審査を受けるときに、これの参加しておる証明書といいますが、そういったものの添付が必要であったと思いますので、それは県の方でしっかりチェックしているものと判断します。

なお、それと入札参加、私の方で言えば、助役が委員長をされておるのは小豆島町指名委員会でございますけど、副町長になられましても現行どおりでよろしいかなと、私は思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 10年間続けられるかっていうようなことですけれども、そのことについては、教育委員会の方では引き継ぎは受けてないというふうに聞いておりますけれども。問題になるのは、耐震診断の結果がまず第一かと思います。校舎がどうなるかっていうことが1つ。それから、21年度から2学年で2学級になりますと4学級ということになります。そのときに、果たして本来の子供たちが学ぶべき教育が受けられるかどうかいうこと、これは考えていかなければいけない問題でないかと考えております。私一人で判

断することなく、学校整備計画策定委員会、この席上で十分な討議を行って決定していきたいと思います。

10年間というスパンで物を考えていかなければいけないということですが、10年間先が果たしてどうなるかっていうこと、今んところまだ確定しない状況が、耐震診断の結果というところで非常に大きく響いてくるかと思っております。

以上で構いませんか。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

なお、質問の前に、森議員より資料配付の申し出がありますので、許可をいたします。

4番（森 崇君） 私の方から、一般質問として今回入れさせていただきました。

1つ目に、定例議会における議員の質問に対する町長答弁の実効性ということで、定例議会で今回も、きょうは3名ですけど、常に非常に熱心な議員からの質問があると思います。それに対して、町長答弁で前向きに答弁された事例の扱いについては、議会後、執行者の会議でどのように議論されておられるのか、対応しておられるのか。その日の答弁で終わっているとは申しませんが、答弁の実効性が見られないことがあると私は思います。

幾つかですけど、その例として地元商店の活性化でございます。アメリカでも大失敗して今大変な状態、世界でなっとんですけど、規制緩和、特に大店舗の規制緩和によって、点在する地元商店、昔はもうほんまに谷ごとに商店があったんですけど、それを追い込んでしまっていると。答弁ではもう前向きだったんですけど、実効性は乏しいと思います。例えば、町広報での呼びかけが不足してると思います、ずっと枠外のところに「お買い物は地元商店で」というのが1行入ってる程度でございます。もちろん、単に地元商店を支援するだけじゃなくて、どういう意義を持っているのか、私たちが住む町っていうのはどういうことなのかということを私は町広報できちんと理論づけして説明しないと、安いのがええのに何文句言よんぞということになると思います。その中では、地元商店の商工会の街灯とか、お買い物なんかは1日どっかで5,000円使えば、そこの地元商店の方が明るる日に5,000円使える、当然のことなんですけど、還流するというふうに思います。

そこで、皆さんにちょっと見ていただいております「違いがわかる消費者をふやそう」と、これは2004年5月に酒組合の方たちと交流したときの資料でございます。地区労から15名、酒組合の方が7名でございました。これ、以前に佐伯前町議がおいでるときにこの

方針立てまして 残念ながらちょうど4年前の昨日ね、きのう命日だったんですけど、佐伯君が亡くなって、12月に交流会したのが始まりで、酒組合とはこのときが初めてでした。ここの中身、地元商店のビールの中身として、点在する商店の明かりがついていることですね、防犯の役割。商工会に聞きますと22基の電灯がついてる、これすごいもんだと思うんです。たしか、夕張だけじゃなくって、北海道の方で外灯を全部消してしまったという地域が出てきておると思います。今は商工会も大変な状態だと思います。それから2番目にも、なじみの客が来なかったら心配できるとかいう福祉の役割。ツケがきくのは銀行の役割。対話をするというんですか、4のところで、子供さんに合わせたり、お年寄りに話をかけたり、福祉の役割。最近は特に事件も多いですから、単車でまうときなんかすごくいい役割されています。何よりも大きいのは、この5のこの消防団です。労働者の方っちゃ、消防はサイレンが鳴ってもこのごろは出してくれません、すごいオートメされていますから。そうすると、2年前ですか、11月に、人捜しのときにほとんど地元の企業の方と商店の方が、人捜しに3日ぐらいかかったですね、人のいい地元商店の方とかが家をほったらかして、商売ほったらかして回っている、企業の方もそうです。ここはすごい、命を守ってくれている立場があると思います。そういった意味ではビタミンのようなもので、地元商店が多ければ活性化があるというふうに思います。

大型スーパーとの違い、安いんですけども、今言ったような大変な役割をされているんだと。先日もある商店の方と話してましたら、少年、少女のバレーをやっているんだと、1,000人連れていくんだと、毎年やってると。ほんで、内海町の旅館に泊めてもらうんだということがありました。すごい役割です。ですから、その商品が安いか高いかだけで見るといいじゃないんだということを僕たちは勉強してきております。不十分ですけど、そりゃまた見ていただくということにさせていただきたいというふうに思います。

次に、高潮対策でございます。被害調査ってのは当然なんですけども、高潮がどっからどう入ってきたかという、これを調査もせずに方針が立てれないというふうに思います。調査するから方針が出る、調査するからいろんな具体的な事例がつかれるということだと思いますんで。こりゃ災害基本法、今、昭和27年からつくられて30回も書き直されてるんです。道路交通法と似てます。ですから、実態の話で、地震があったら地震のことでこんなことが起こったということで直していくと。大雨が物すごい降り始めると、またそこも変えていくということで、物すごい実態に合わせた法律なんです。ですから、どこが違うかという、町長に対しては知事の委任だったんですけど、今はもう町長がみずから行う

と、地方分権も含めてそういうふうになっておりますので、私はこの高潮対策については、調査をしない町についてはこれはもういけないことだというふうに思っていますので、どう考えておられるかをお聞きたいと思います。

2番目に、小豆島町内の企業、倒産の実態、実情を緊急課題として調査し、対応すべきではないかということで、先日からの倒産の大変なショックを与えております。資本主義ですから、自由競争ですから計画経営じゃ決してありませんので、もうしょうがないわということになっていると思いますけど、それはもう今までとちょっと違って、グローバル化されて外国資本が、この小豆島も例えばホテルも外国資本に買われたということも聞きましたけど、すごい競争ですから余ほどしっかりしないといろんなことが守っていけない。そこには労働者もおいでますし、関連企業がありますし、一体労働者がどうなっていくのか。先日も伺いますと、もうひとり者の方が一円もお金がなくて、昼飯食えなくて通いのところでもうツケで食べさせてもらっているとか、大学の進学の子供もおいでだと思いますので、高潮のときにたしか150万円の貸付制度をしたと思います、3年据置で。そういうような特例扱いというんじゃなくて、こんだけ緊急なことが起これば町として何か対応すべきではないかなというふうに思っていますので、よろしくご答弁をお願いします。

それから済みません、こりゃもう一つ。琴平高校のバスが転落したことがありました。これ実は、島バスの組合の役員の方にこれつくったんですけど、ワンマン化するということであの大変急な道を調査しなくてはならないということで、道路法では9%ですけど、あの銚子溪の見よったら18%があります。ですから、10メートルのバスで1メートル80、前と後ろ違うんです。すごい急、こりゃ道路法に違反しとんですけど。そこであの事故が起こったんです。

この2ページ目のとこの下側に、2号箇所というのがあります、見ていただきたいと思うんです。これは、ですから琴平高校の事故が起こる3カ月か4カ月前に調べて、ここに砂どめ待避所をつくってくれえと、物すごい急やから。あともう数十秒で銚子溪に行くと、あのときは観光客が多かったですから、お客さんをはねるか、滝ん中へ飛び込むぞと。ここへ砂どめ待避所をつくっておくべきだということを書いて出したところ、これが2月に出したんですけど、5月にあの事故が起こりました。もう偶然で、僕自身もびっくりしたんですけど、調査というのは非常に大切ではないかなと、素人でも一生懸命調査をすれば一定の結論が出るんじゃないかなと。まして町については、高潮問題についてはきちんとして調査をすべきであるというふうに思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ちょっと町長、待ってください。

森議員、最後のこの分については、答弁はよろしいですね。

（4番森 崇君「そうですね、もう調査の意義ですから、はい。全体のことで」と呼ぶ）

通告外ですので。

（4番森 崇君「はい、はい」と呼ぶ）

町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目は、私が議会において答弁をいたしました、着実に実施されているかどうかというようなご質問であり、具体的な事例を挙げてのご質問でございます。言うまでもなく議会という場合は、行政を進めていく上で、住民代表としてこの場におられる皆様方と町民からの行政執行の負託を受けた私を初めとする行政執行側が数々の行政課題を議論する場であります。よく車の両輪と例えられますのは、目指すところは住民の幸せという同じところであるということとは否めない事実であります。

この議会での質問やまたやりとりにつきまして、百年の計を議論するもの、また長期的な視点で問題解決の方法を探るもの、また早急な対応について決めていくものなど多岐にわたっておりますのでございます。答弁に当たりましては、その場限りの発言ではなく、常に行政として取り組んでいることや計画していることにお答えし、審議をお願いしているものでございます。そして、審議いただいたことは各担当部署でしっかりとまとめ、また対応しているところでございます。しかしながら、その中には、すぐに目に見える形で成果があらわれてくるものとそうでないものとがございます。また、情勢の変化によりまして方向性を変えなくてはいけないものも出てくるかと思えます。それらのことにつきましては、議会の皆様にはご説明し、ご議論を願うこととなっております。

いずれにいたしましても、お答えいただきましたことにつきましては誠実に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。ご指摘の問題につきましては、後ほどまた担当課長からも答弁をさせます。

2点目のご質問でございますが、企業の倒産は、まさに資本主義社会の厳しさとはいえ、大変不幸なことであります。また同時に、関連する企業や取引先関連企業への波及が懸念されるなど、憂慮すべき事態と心を痛めておるところでございます。こうした事案に

対して、調査、対応が必要ではとのことですが、個人情報がかばわれている時代に、調査するにしても、関係機関にも守秘義務がありますことから実態の把握がまことに難しく、また対応策もとりにくいことをご理解いただきたいと思います。

このような事態に至りましたときに大切なことは、関連取引企業の連鎖反応による悪循環を防止しなければならないことであると考えております。この対策として、県の制度の融資の中に経済変動対策融資という制度がございます。その内容は、取引先の倒産により債権回収が困難となっているものという要件を満たせば、他の金融商品よりはるかに低利な貸し付けを受けられるというものであります。既に、取扱金融機関や保証協会に対しまして、今回の事態に関連する金融相談があれば、積極的に対応していただくよう申し入れを行っております。

また、商工会に対しまして、香川県商工会連合会に配置されております経営安定特別相談室へのスムーズな取り次ぎや、取引先また関連企業などへの中小企業倒産防止共済制度などの強力な指導や、従業員に対する雇用保険の受給指導、また国民生活金融公庫の小企業等経営改善資金を初めとする金融商品の相談、紹介などを要請しているところでございます。

こうした動きに対しまして、国民生活金融公庫にあっては、可能な限り緊急的かつ弾力的なバックアップ体制で臨む方針であることを確認いたしております。さらに、商工会事務局に対しまして、会員に経営安定相談室や金融の情報を周知する要請をし、既に「商工会ニュース」において対応済みであることを申し添えておきます。

また、当該企業に勤務していた皆さんへの対応につきましては、土庄公共職業安定所に問い合わせを行いましたところ、商工会と連携いたしまして離職の手続を完了し、通常の自己都合退職で受けられる雇用保険失業給付については、給付金支払いまでに三、四カ月かかるところでございますが、賃金未払い期間があったことも考慮いたしまして、約1カ月で給付できる見通しであると回答をいただいております。このことにつきましては、不幸にも関連企業の倒産などがあれば、同様に対応するとのことでございます。加えまして、再就職相談の態勢もとっていただいておりますが、同業種の求人状況が悪いとのことで、職業訓練事業の活用や転職を考える必要があるのではないかとのお話でした。

いずれにいたしましても、このような場合に町としてとれる対策がほとんどない状態ですので、商工会や公共職業安定所への関係機関に対応をお願いすることになるかと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

商工会につきましての一部は、商工観光課長に答弁をしていただきます。

それから、高潮につきまして建設課長に答弁をさせていただきます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） 4番議員の地元商店活性化のご質問にお答えをいたします。

地元商店を取り巻く環境は、大型小売店や24時間営業のコンビニエンスストアの進出を初め個人店主の高齢化や後継者不足による衰退化など、極めて厳しい状況にありますことは申すまでもございません。少子・高齢化現象は、地元商工業者にも大きな影響をもたらしているのが現状であります。

町におきましては、これまで「買い物は地元で」をキャッチフレーズに、町広報紙を通じまして周知、呼びかけを行ってまいったところでございます。さらには、商工会事務局に対しまして、「買い物は地元商店で」というのぼり旗の作成及び設置を要請しているところでございます。また、地元商店での購買を促進することにより地域商業の活性化が図られ、地域の中で資金の還流が期待できますことから、町といたしましては、行政のみならず、職員会や職員組合にもお願いいたしまして積極的に商品券事業に協力をいたしております。具体的には、年間600万円強の売り上げに協力したり、町立病院の支払いにおいても商品券が使えるようにするなど側面から支援しているところでございまして、今後におきましても、こうした支援を継続してまいることにより変わりはございません。

次に、商工会の街路灯の補修についてでございますが、この街路灯は昭和63年と平成元年の2カ年度にわたり、県と町の補助により約200基が商工会により設置されたものでございます。地元商店街のシンボルとなるとともに、暗かった町並みが明るくなるなど、その効果は大きなものがあつたと思います。しかしながら、設置後既に20年近くが経過した今、耐用年数も過ぎ、経年劣化が激しいことなどから撤去の話まで持ち上がりました。

今後の対策といたしまして、管理主体の商工会から補強、補修をして存続させたいとの要望がありましたことから、町といたしましては、大型小売店やコンビニエンスストアの進出等で極めて厳しい状況にある地元商店の現状をかんがみ、また昨今の凶悪犯罪から生命、財産を守る防犯上の観点からも街路灯の果たす役割は大きいと判断し、商工会補助金のうちの街路灯補修事業補助として予算計上をさせていただいております。

以上です。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 高潮対策につきましてご答弁申し上げます。

高潮対策につきましては、これまでも再々答弁してまいりました。また、本議会の初日の町長の施政方針でも述べられましたように、県と連携をとりながら着手可能なところから取り組んでおります。そのための県営事業負担金や町単独の高潮対策費も、本議会に提案しております新年度当初予算にも計上いたしております。

なお、災害対策基本法のことを言われておりましたけど、この法の第5条では、「市町村の責務として防災に関する計画を策定すること」としまして、これを受けまして同法第42条で規定している市町村地域防災計画の策定を義務づけたものでありまして、排水管一本一本までの具体的な被災原因調査や対策の実施計画づくりまでを義務づけられたものではないと解釈しております。

このようなことから、今後、緊急度に応じてそれぞれの地域での高潮対策事業を実施する中で、4番議員が膨大な時間と労力をかけて調査されております資料も参考にしながら、地質調査等も含め、より具体的な現地調査のもとに実施設計を行いながら、可能な限りの高潮被害防止事業の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） さきに倒産の関係で貸付制度ですけど、県の社会福祉協議会の中に生活に困窮した場合の貸付制度があると思いますんで、その辺対象になるかどうか別に、ちょっと一時調べていただいて対応していただきたいというふうに思います。

それから、地元商店については町広報で、きょう僕がお配りしたんが参考になるかどうか分かりませんが、本当に地元商店の活性化というんは必要だと思いますんで、その種の専門の方がいるんな呼びかけをしていただくと、もちろんそのお金が還流ということも含めてですね。それから、お年寄りが高い、例えば原とかあんなところにおいでますけど、地元にはほんまあればお年寄りが特に助かると思うんです、田浦半島も含めて。そういうことについては、町広報でお願いしたいと思います。

それから、災害対策基本法なんですけど、これ本当に読み返してください。こら国、県、町の責務となつとんです。これはもうはっきりしてるんです。ですから、これをちょっと、きょう無理やりだめ詰めて何もやってないじゃないか言うつもりはありません。しかし、これ何回読んでも、第8条では住民にまで責務があるんですよ、住民が協力せんで

もええいうことになってないんです。ですから、そういう意味では、町長なり、町当局の責務というのは大きいんです、僕はこの専門じゃありませんけど。ですから、細かいことまで調べるようになってないということじゃなくて、原因調査をはっきりせないかんいうようになってますんで、その辺、きょうはいいですけど、ぜひ勉強して、いい町にするためにはまず原因調査をしないと計画も出てこんと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。できれば町長の方から答弁いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 高潮対策につきまして、森議員さん非常に熱心に調査をしていただいたことに対しまして、深甚なる敬意を払う次第でございます。

調査する責務につきましては、もう当然だと思います。我々としてもこの高潮対策、香川県におきましても非常に頭を痛めておることございまして、どこからどこまで、どういうにしたらええかということに苦慮するわけでございますが、いずれにいたしましても、この高潮災害対策に対しまして、我々としては対処していかなければならないと、こう思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 二、三分あると思いますので。

法律の法の主たる内容のところの1番に防災責任の明確化、第3条から第7条まで、国、県、市町は責務があると。今はっきり言いましたように、住民などの責務も入っております。僕たちも、一般の人も、やっぱりこれに協力せなならんそういう責務まで入っています。

それから、第8条のところには、責務のところです。災害及び災害防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項、努力目標を確認的に規定したものであると、国、地方公共団体が防災上の責務を果たすために実施に努めなければならない事項であると、もういろんなんが入っとんです。ですから、何であんたらせんのかという意味では決してなくて、これだけの大災害、火山列島で大雨が降って、山ばかりで、真砂土の多い土の多い山ですから、抱えてますから、いろんな責務の明確化も、高潮もきっちり入ってますんで、ぜひ勉強してともにやっていきたいというふうに思います。答弁結構です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

再開は10時40分。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は町民の暮らし、福祉、教育を守る立場で、次の3点について質問をさせていただきます。

第1点は、内海病院にソーシャルワーカーをとということです。ソーシャルワーカーは、医療、福祉などの制度の専門家として、入院や通院に伴う精神的あるいは経済的な不安を少しでも軽くし、安心して治療、療養に専念できるように、患者さんや利用されている方々とその家族の相談に応じ、援助を行う相談員です。

今、増税などによる住民の負担増や社会保障切り捨てで住民の暮らしが本当に大変になっている中で、内海病院やまた老人保健施設うちのみで、経済的な問題や福祉制度などの活用の相談に乗る専門のソーシャルワーカーが求められていると思います。内海病院にぜひソーシャルワーカーを配置し、住民が安心して気軽に相談でき、また治療、療養ができる体制をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、多重債務対策についてです。これは12月議会でも相談窓口の設置などについて質問をいたしましたけれども、その後、町としてどのように研究、検討をされたのでしょうか。

多重債務者は全国に200万人以上いて、自殺、夜逃げ、離婚、犯罪などの原因となっております。重大な社会問題です。そこで、新たな多重債務者をつくらないという目的の貸金業法などの改正が昨年12月、国会で成立をいたしました。貸金業者の貸出上限金利の引き下げ、貸出額についての規制、ヤミ金規制強化などが柱です。ただし、既に多重債務となっている人を救う道を拡大する法改正ではありません。そこで、政府は12月、内閣官房に多重債務者対策本部を設置して、多重債務者の救済を一層進めるための対策づくりを始めました。多重債務者のほとんどは、家族に内緒で借金して1人で悩んでいます。自己破産や任意整理といった法的手段でほとんどの多重債務は救済できます。しかし、法的処理を支援する弁護士や司法書士は、国民から見て敷居が高い存在となっており、多重債務者はなかなか解決への糸口を見つけれません。

そうした状況の中で、住民に身近な自治体が多重債務者救済に積極的に取り組めば大き

な効果が上がります。貸金業法成立時の衆・参の附帯決議でも、「多重債務者に対する窓口設置など、多重債務者への支援体制を整備するよう自治体に要請する」といった文言があります。多重債務者対策本部の有識者会議では、自治体の多重債務施策の強化の必要性、具体的な強化の仕方が盛んに論じられております。

例えば、すぐに取り組めることとして、1、職員に研修を受けさせる。2、庁舎内に多重債務対策庁舎内連絡会議をつくる。3、多重債務の解決法や相談先を示した文書をつかって広報やホームページに掲載する。この文書は生活保護などの窓口である住民福祉課や滞納の督促の税務課などにも置いておき、こうした部署に来た人が多重債務であることがわかった場合は、文書を渡して相談場所に行ってもらえるようにする。4、住民の啓発のための講座を行い、多重債務の解決策や相談先を解決するなど本町でも取り組み、実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これらの多重債務者救済の取り組みは、予算額は少なくても済み、その反面、効果は多重債務者を家族ごと救えて、自殺、夜逃げ、犯罪などの悲劇を回避できるなど 済みません、「画期的」というのは私の打ち間違いで、劇的なことが多くなります。また、さまざまな滞納の解消も可能です。最近では、サラ金会社から多重債務者が100万円単位の過払い金を獲得することが多く、滞納を一気に解消する事例が各地で報告をされております。全国のこういった先進地の経験に学んで、多重債務者対策の取り組みを始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、全国一斉学力テストについてです。昨年12月、多くの国民の声に背を向け、自民・公明の与党は教育基本法の改悪を強行しました。その具体化として、4月24日に実施予定の全国一斉学力テストが行われようとしています。既に、かつて1961年から64年にかけて行われた全国一斉学力テストは、子供たちを競争に追い立て、学校を荒らし、国民的な批判を浴びて中止に追い込まれました。最近になって、一部の地域で一斉学力テストが復活しましたが、同じような矛盾が噴出しています。東京都足立区では、一斉学力テストが学区制廃止、学校選択制とセットで実施され、学校間格差が拡大し、大問題となっています。このような一斉学力テストと学校選択制のもとで起こっている学校間の競争激化について、町当局は公教育のあり方として適切だとお考えでしょうか。

全国一斉学力テストが実施され、その結果が公表されれば、子供たちが一層激しい競争に巻き込まれ、過度のストレスにさらされることは必至です。また、この学力テストは文部科学省が委託した受験企業が採点、集計を行い、こうした企業に個人情報が出る危険

性が明らかになりました。町として、このような問題のある全国一斉学力テストへの参加をやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

もし、実施するのであれば、結果を公表しないこと、そして解答用紙に氏名の記入をしないようにしていただきたいが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の質問についてでございますが、内海病院では、患者や患者の家族などから相談があった場合の対応としては、患者様相談窓口コーナーを設けておまして、相談員としての対応は、相談案件の内容によりますが、基本的には病院内の各セクションの責任者が当たっておりますので、医療に関する相談などについては現状の対応で問題はないかと判断をしております。

また一方、介護老人保健施設の職員は、人員に関する基準に準じて医師、看護師、介護士、支援相談員、理学療法士などを配置しております。この中で支援相談員は、保健、医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、また入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てることとなっており、業務は、1、入所者及び家族の処遇上の相談、2、レクリエーションなどの計画、指導、3、市町村の連携、4、ボランティアの指導となっております。主な相談内容は、介護老人保健施設利用についての相談、退所に当たって自宅で生活するための在宅サービスの手配について、居宅介護事業所や地域包括支援センターなどの関連機関との連携、また家族との生活や介護方法などについてのアドバイスであります。自宅で介護できないとなれば、他の施設の紹介、また医療や経済的な相談については、関連機関への紹介や連携などを行っております。過去に施設使用料が滞っており、支払いの催促をしたときに家族の方から支払いは困難であると申し出があり、少しずつでもよいから分割での支払いはできないかと相談をいただきましたが、難しく、生活保護の要望もありましたので、その手続について関連機関への紹介をいたしました。

このような状況の中で、内海病院などへのソーシャルワーカーの配属ではありますが、我が国の多岐にわたる福祉制度を熟知している職員を配置することは、マンパワーの面から不可能でありますので、県総合事務所や役場にありますがそれぞれの福祉制度の窓口へ、相談事例に合わせて橋渡しをしていくことが相談者にとっても有益なことと考えますので、

そのような方法をとりたいと存じます。ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、多重者債務対策についてであります。さきの12月議会での答弁では、「相談窓口におきまして過払い金返還による債務整理を行うなどの関与をしてまいりますには、専門的な知識が要求されると思われまます。町としましてどのような形の相談形態がとれるものなのか、疑問点も多々ありますことから、国、県の動向を十分に見きわめながら対応してまいりたい」と答弁したところでございます。その後、県からの通達などもない状態ではありますが、その必要性につきましては、地方公共団体の行政課題としてクローズアップされてまいりました未収金対策の面からも、その必要性を認識しているところでございます。

そのようなことから、今議会に上程しております行政組織条例の改正に伴いまして、設置予定をしております収納対策に特化した組織におきまして、15番議員からご指摘をいただいた対策案の検討も行っていきたくて考えております。また、香川弁護士会などクレジットに関する面談相談、また電話相談を実施するとのことでございますので、住民の皆さんにお知らせをしたいと考えております。

3点目につきましては、教育長から答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 3点目の全国一斉学力テストについてでございますが、この全国学力・学習状況調査は2つの目的を持っております。まず1つ目は、全国的な義務教育の機会均等とその維持、向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力、学習の状況を把握、分析することにより、教育及び教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ること。もう一つは、各教育委員会、各学校等が全国的な状況との関連において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることの2つの目的でございます。

調査の対象は、原則として国公、私立学校の小学校第6学年と中学校の第3学年の全児童・生徒で、調査問題の出題範囲、内容につきましては、主として知識と活用に関する問題としております。また、質問紙調査としまして、学校と児童・生徒個人に対する調査を同時に行うことになっております。

全国学力・学習状況調査は文部科学省が実施を予定しているものであり、その結果を活用することにより本町の学校教育の成果と課題を把握し、その改善を図る上で役に立つのではないかと考えております。この調査により測定できる学力は特定の一部であるこ

と、また学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取り組みの状況だとか、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策などもあわせて示すなど、序列化につながらない取り組みにも配慮することになっております。

2005年度から町内の小・中学校では、特に児童・生徒の学力向上に取り組んでおり、県で実施しております学習状況調査の結果の分析とあわせて全国的な学力や学習状況の分析も行い、この学力向上の取り組みの中で活用できればと考えております。

この調査結果については、市町村教育委員会へも文部科学省から提供されますが、域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表はできないことになっております。また、当該市町村の公立学校全体の結果を公表することは市町村教育委員会の判断によることになっていますが、本町では、この調査結果の公表は考えておりません。

また、解答用紙への氏名の記入に関しましては、従来の学校で実施している試験と同様に、個々の児童・生徒の学習状況の分析を行い、学力の向上に役立てるため、記入してもらおうよう考えているところであります。

また、これに絡んだ学校選択制についてであります。特色ある学校づくりや学校間に適度な競争意識が生まれ、教育を受ける側に配慮した教育活動を促すことなど利点がありますが、一方でご指摘のような学校間格差が生じ、序列化を招くこと、また地域との関係が希薄になるおそれがあることなどの課題も多くあると考えております。また、旧池田町と旧内海町の合併協議の中で、「小豆島町での通学区域は旧町のまま引き継ぐこと」としているため、現時点では学校選択制を実施する考えは持っておりません。

以上、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） ソーシャルワーカーの件ですが、今いろいろ内海病院あるいは老健の実態を言われたんですけども、それでは全く不十分だと考えます。マンパワーの面から不可能であると言われましたけれども、今いる人を活用して、もっと専門的な調査、学習もしていただいて、本当に住民、患者の立場で相談に乗れる、そういう窓口が絶対に必要だと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

先ほど利用料とか、治療費が払えない方の相談にも乗ってると言われましたけれども、橋渡しをすると、生活保護の窓口などに橋渡しをされると言われましたけど、それだけでは不十分で、実際に痛ましい事件も起きているわけで、その点、ぜひ実際に住民の立場に立った形で相談に乗れる、そういう担当を置いていただきたいということをさらに重ねてお願

いしたいと思います。

それから、多重債務問題です。具体的にお尋ねをしております。先ほど町長が言われたのは、未収金の問題で専門の部署をつくるということ、きのうも言われてた中身だと思っただけですけども、1つはその中で、その担当の人、またほかの職員も含めてですけども、職員に研修を受けさせるという点ではどのようにお考えでしょうか。

町の方にも案内が届いていると思うんですけども、この3月24日に高松で「多重債務問題と行政の役割を考える集い」というのが行われます。キーは行政にありと、行政こそ多重債務対策をとということで、全国で先進的な取り組みをしている、例えば奄美市の市民福祉部市民課市民生活係長の禧久幸一さんだとか、あるいは岐阜県の担当の方、また香川県、高知市など全国のそういう取り組みをしている方の報告が聞ける、そういう集会の案内は届いておりますでしょうか。来てませんか。これはまた後で差し上げますけれども、ぜひまずこういう会に行って研修を受けるということから始めていただきたいんですが、町長、ぜひ職務として職員の方に行っていただくということをお願いしたいと思います。その点、いかがでしょうか。

それから、学力テストの問題です。全国一斉学力テストに参加するかしないかの決定権は、町の教育委員会にあります。学校の序列づけ、競争の激化、学習意欲の低下など、こういう危惧する点がたくさんあります。先ほども言いましたけれども、1961年から全国一斉学力テストが行われておりましたけれども、例えば成績の悪い子を休ませるだとか、先生が子供に答えを教えるなど教育とは無縁の実態が広がって、わずか4年で中止に追い込まれました。

愛知県犬山市では、教師による副教本づくりや少人数学級、学校単位の学力テストなど独自の教育施策を進めております。そして、今回の全国一斉学力テストへの不参加をきっぱりと宣言しております。その理由を犬山市の教育長は、はかる学力がテストの得点力でしかなく、犬山の目指すみずから学ぶ力ではない、点数化の集計は避けられず、自治体や学校が序列化される、学校現場で正答率を上げる教育が広がるのが心配、さらに全国一律の調査は地方分権の流れに逆行しているとマスコミに答えております。こういった本当に問題のある学力テストについて、本町では公表は考えていないということでありましたけれども、参加をしないという決断、判断はできないものか、もう一度お尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員の再質問にお答えいたします。

最初の1点目の要望でございますが、内海病院におきましては患者様相談窓口コーナーと、先ほど申しましたように相談員を設けてやっております、今のところこれでそんなに問題はないと、こう思っております。なお、病院当局とも相談をさせていただきまして、検討いたします。

それから、2番目につきましては、総務課長の方から説明をさせます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 多重債務問題につきましては、12月議会に続いてのご質問でございますが、以前に鍋谷議員にも教えていただきました奄美市の事例でありますとか、そのほかに滋賀県の野洲市などにおいても取り組みの事例がございます。少し勉強はさせていただいております。例えば、病気で働けない上に多額の借金を抱えまして治療費も払えんというような方が例えば住民福祉課へ相談に来たとすれば、さっきの解決方法としていろいろございます。任意整理でありますとか、調停でありますとか、個人再生とか、自己破産といういろいろな借金の解決方法がありますものの、そういった具体的な内容まで説明できるだけの専門家が、悲しいかなうちの役場にはおりませんので、当然弁護士会なり、司法書士会、あるいは小豆島ですと小豆県民センターなどの連絡先を教えて、そちらへ相談に行かれてはいかがですかということになりますが、その際に、生保の手続を進める必要があるか、あるいは本人の了解を得ましたら、税務課の方へ参って滞納額を確認した上で、債務整理が終わったら分割返済をしてもらいますよというような話をする、あるいは国民健康保険の保険料や水道などの公共料金、また学校の授業料などを滞納しておる人であれば、そういった関係の各担当部署にも連絡をして協力し合うといったようなことはできると思っております。この、だれかがそういう相談を受けた場合というそのだれかを、相談を受けた職員がということにすれば、専門の相談窓口を設けるまでの対応としてはある程度解決できるんじゃないかと、好転するんでないかと思えます。

今、町長からさきに答弁いたしましたように、4月の機構改革で考えております収納対策室、これは現年度分、あるいは過年度分についてもひとまず担当課、原課で徴収に当たりますが、焦げついた債権、こういった債権の回収を法的手続を含めてやっていこうという専門部署と考えておりますので、当然そこには、この方はあちらにもこちらにも滞納がありますよというのは集約されてくるわけですから、そういう人たちと話す中で、多重債務の問題があればそういった専門のところを紹介するなり、債権整理だけでなしに、こう

いった問題についても専門的にその部署の担当者が研修して、自分の見識を深めていくということは大切なことであろうと考えております。一気に解決ということにはなりません、できる範囲から努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 結論から一番に申し上げますけれども、全国一斉学力テストに参加をしないという結論を出せないかということですが、4月の実施の予定のテストでございますので、もう既に県の方へも参加するということを申し上げておりますし、またこれを参加しない理由も特にないかと考えておりますので、参加していきたいと思っております。

鍋谷議員さんの方からいろんなご提案ございましたけれども、まず今現在行われております県の学習状況調査の結果ですけれども、この結果につきましても、学校の間でどういう順序になってるかっていうことについてはだれも知りません。内海町4校ありますけれども、この4つの学校の中で、その成績がどうであるかっていうことについては知らないはずで、どこの学校がいいかっていう情報が流れておりますか、流れてないはずで、同じように、全国学力一斉テストでもその状況は流さないことになっておりますので、序列化を招くことはないと考えております。

中学校においては学習状況調査というのを、トータル度調査というテストがありますけれども、このテストによって進学校を決めるという非常に大事な受験資料として扱うわけですけれども、この成績についても、学校内でどうかっていうことについては去年の成績と比べることはしますけれども、よその学校とは比べようにも比べることはできないというような状況は今起こっております。

1961年時代には、これが公然と学校同士でやりとりされてたようです。今はそういうことが一切行われておりませんので、学校の序列化を招くというようなことはないと思っております。また、先ほどの中で、成績を上げることばかりに先生が必死になるというようなことがありましたけれども、成績を上げるのではなく、学力を上げるのに必死になってくれる先生が生まれてほしいなと、そういう気持ちでおります。

以上でご理解いただけるでしょうか、どうでしょうか。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

時間が来ておりますので、手短にお願いします。

15番（鍋谷真由美君） 町長にお尋ねします。先ほど言いましたこの24日の多重債務問題の研修会に、1人あるいはできれば複数の職員を派遣をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 総務課長の方から答弁します。

（15番鍋谷真由美君「町長……」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 検討させていただきます。

以上です。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 「知事提出議案第1号・小豆島町財産区議会設置条例について」から「議案第30号・平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託

議長（中村勝利君） 次、日程第2、「知事提出議案第1号・小豆島町財産区議会設置条例について」から「議案第30号・平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

それでは、1議案ごとに審議を行います。

最初に、知事提出議案第1号小豆島町財産区議会設置条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

知事提出議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、知事提出議案第1号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第9号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 26ページの提案理由の中の参考で、「収入役を廃し、会計管理者を置くものとされたこと」とありますが、会計管理者を置くと、これはだれを、どこを指すのかお尋ねします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 今回の改正におきまして、特別職の収入役というのは廃止されました。かわりに、独立して会計を管理するのを一般職、課長級の会計管理者を置くということで、各自治体におきましては特別職の経費の削減などもありまして、収入役を置かず助役に兼掌させたりとかいうようなところが多々ありましたので、そういうことから、もう人選に難しい特別職でなくて、一般職で会計管理者を置きなさいという改正でございます。ですから、会計管理者のもとにこれを補助する出納室というのが置かれるということで、収入役の当時と大きくは変わることはありません。

以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 特別職については、臨時職員の方がこの特別職になっている、私も何回か質問を申し上げましたけども。任命権者の町長から始まったこの特別職について

はこれになるんですけども、一般職といいますか、臨時職員の方がこの特別職の中へ入っている矛盾について、昭和30年代から国会で問題になってはいますが、その辺のところはどういうふうに、国会の動きがあれば教えていただきたいんですけども。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまの話ですが、地公法で言います一般職の職員以外を特別職ということになりますので、その中には、今おっしゃったように町長なり、助役なりのそういった三役の特別職もあれば、一般職以外の臨時職員も特別職というふうに区分けはされるわけですが、これについての今回動きについては特にございません。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） さっきの説明でちょっと私理解できないんです。独立したものを置くと、課長級の管理者で出納室と、今も出納室あります。課長級の管理者、課長級の管理者、具体的にどういうことを意味するのかわかりません。ちょっとなお言いますが、例規集で1087のところ、収入役の補助組織設置規則というのがありますが、その設置で、「地方自治法第171条第6項の規定に基づき、収入役の権限に属する事務を処理させるため、収入役の補助組織として出納室を置く」とあります。だから、何らそれは変わらないというふうに理解したらいいんですか。だから、収入役を廃止して、独立のいうか、今までの出納室に置くと。出納室の役職は、責任はだれにあるわけですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 今おっしゃったように、収入役にかわるものとして会計管理者を置くと。ただ、身分が特別職でなくて一般職であるということの違いが1つ。この会計管理者の補助組織として出納室があるのも今と同じ。出納室の長は出納室長ということになって、その人が会計管理者が兼務しても構わないと。ですから、会計管理者がおって、出納室に出納室長を置いても、兼務してもいいということでございます。わかりませんか。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今のお話でいきますと、例えば総務課長と同じような形で会計管理者という役職の方ができるということですか。はい、わかりました。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 昨年3月21日でこの特別職に入っていた臨時職員の方、やむを得

ず退職せざるを得んという、いわゆる大きな法律の中でそういうことが起こってきました。そういうことは80人もたくさんおいでたと思うんですけど、これも昭和30年代の国会で問題になっている、町の合併のときにこれで一時期やられてしまうと。労働基準法があって、長いこと勤められた方については常用雇用労働者として一方的な首切りは認められないというんと、公務員法の関係で言えば矛盾のあれは残ってますんで、その後の扱いというんですか、去年一時退職された方の扱いの近々の町の考え方についてお伺いしたいと思います。済みません。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 今回提案申し上げております条例とは何ら関係のないご質問かと思いますが、さきにも議論させていただきました雇いどめの関係、こら合併が終わりましたので、もう今後はそういう、さらなる合併があればわかりませんが、当時も答弁申し上げたと思いますが、旧町におられた方たちは、それぞれの意向をお伺いをして小豆島町としての条件を理解いただいた上で雇用させていただいておりますし、その折の条件どおりの採用で今後もまいていく方針でございます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第10号小豆島町副町長定数条例について質疑を行いま

す。

本件については、本日採決します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第11号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は総務常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第12号小豆島町放置自動車の処理に関する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番森議員。

4 番（森 崇君） 自動車ということですけど、実は船も粟地ダム行くとこの山ん中へほり込んどったり、公的なところへ船がちょっと置かれとったりして困ったこともあったんですが、これは船やから陸の上へ乗るんはおかしいんですけど、対処ないんでしょうか。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 今回の条例の中身についてであります、あくまでも放置自動車ということでございますから、自動車のみでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

1 4 番（村上久美君） 第 2 条(2)のところは、「正当な権原」の原が違うのではないかというふうに思います。

それと、その後「相当の期間」置くことをいう、相当の期間とは、どういう期間のことを定義としてあるのか伺います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 2 点のご質問でございます。条例の中身についてのご質問ですが、この条例の内容につきましては、香川県においても平成17年に制定をされております。それを受けまして、県下の各市町でもそれぞれ制定をされておるわけでございます、中身につきましては県下統一といえますか、そういうようなことから、県の方から示されたもので内容を検討した結果、こういう文言を入れておるところでございます。

それから、2 点目でございますが、相当な期間ということでございますが、これにつきましても、放置自動車と申しましてもいわゆる廃物なのか、有価物なのかというような判断に迷うようなこともありますし、そういうことから、時間を置いてはっきりとした時点というようなことから、相当な期間としておるものでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

1 4 番（村上久美君） さっきの答弁は本当よくわかりません。他の自治体においてもこういう条例を設置してるという実績があるということですが、実際に運用する場合に問題が出るのではないかと。やはり相当の期間とは、具体的にどういう定義のもとでやられ

ようとするのか、これはやはり住民にちゃんと示す必要があると思うんです。その定義をはっきりしないと運用の面で混乱が起きるといふふうに思いますので、他の自治体で実際の事例があって、その相当の期間を具体的にどう判断する期間が必要であったのかという実績もありますか。なかったとしても、これは小豆島町としての条例ですから、その定義ははっきりさせておく必要があるかと思いますが、どうですか。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 条例についての「権原」の文言でございますが、これにつきましては、庁内にあります法令審査会でも検討しておりまして、これについては正しいものと解釈をしておるところでございます。

それから、「相当の期間」ということでうたっておるわけでございますが、具体的にはそしたらそれがどれぐらいの期間なのかというお尋ねでございますが、いろいろなケースが想定されまして、場所によったり、場合によったりして期間も違ってくるといふようなこともありまして、ですからいつまでとかいふようなはっきりとした明言をいたしておりませんが、ケース・バイ・ケースによって対応していくということから、相当な期間としておるものでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 第4条ですかね、場所、「公共の場所」のところに河川とか、港湾とかあります。もちろん道路運送車両法に基づくものでありますけど、最後のページの提案理由のそこには、「町民の安全で快適な生活環境の保全、地域の良好の」とありますんで、船がどうなのかいうん、また研究の余地があるかと思えますんで、またわかったら教えてください。同じような環境を阻害するもんだと思えますんで、こりゃこれでいいんですけど。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

16番中江議員。

16番（中江 正君） 先ほど来から質問が出とんですけど、いわゆる手続です。「通知、公示、またその勧告」、最後に「係る措置を講ずる」と、こうなっとんですけど、現在小豆島町内でも既にウン十年自分の屋敷、畑、そういうなんに放置してるのがあるんですけど、そういうのはどういった処置を命ずるのかお聞きしたいと思えます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 今回のこの条例の制定でございますが、あくまでも第4条にあります「公共の場所」ということを指してございます。ですから、民間、民有地にあるものについては、今回の条例からは除外をされておるものでございます。

それから、条例の中で「命ずる」ということがあるわけでございますが、公共の場所に放置されておるといふ自動車にあっては、いわゆる所有者がわかる場合とそうでない場合が当然あるわけございまして、所有者が判明しておるといふものにつきましては、当然所有者に対して撤去なり、処分という勧告であるなり、命令というような形でするものでございまして、判明しない場合にはあくまでも本人には通知ができないわけございまして、公示をして、廃物となれば処分するというようなことで進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 理解はできるんですけど、今の現在にあっては、自分の屋敷から公有地へ撤去する可能性もあるんです。だから、講ずるときに決定権が処置をとるべきだと言んですけど、今の課長の説明では、自分の屋敷から公有地へ移動さすという可能性も出てくるんです。そのあたりの厳しい制裁、処置いうんを文言をうとうとかないと、これからの時代ですから、廃棄物はお金がかかることになりますからあらゆるとこへ放置するような感がするんですけど。もう一言お願いします。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） ご質問の中で、いわゆる民有地から公共の用地へ例えば出すというような、悪質といいますか、そういうふうな事例も多々出てくることも想定はされます。所有者が判明するというようなことがはっきりすれば、その所有者に対して当然移動なり、撤去なりということをお勧め、また勧告をしてもそれに従わなかった場合には、命令とすることができることになっております。また、命令に従わないというような場合には、最後の第13条のところで、「命令に違反した場合には罰金に処する」ということもうたっておりますので、そういうことで対応してまいりたいと思います。ただ、罰金を取るということが目的ではございません。あくまでも処分をしてもらうということが目的でございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本件については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第13号小豆島町中小企業融資条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第14号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。

4 番森議員。

4 番（森 崇君） 意味がわからんとこちょっとありますんで、休憩時間と休息時間の意味、僕たち私鉄の場合は、休息というのは家でゆっくりする意味がありました。職場におるときは休憩とこう言ったのに、多分これちょっと違うと思うんでお教えいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 規定をされておりますのは、休憩時間は拘束をされません。

こら全くの休憩、休み時間でございます。休憩時間は、勤務時間の中で拘束された中でのリラックスタイムと申しますか、そういう意味合いでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第15号小豆島町行政組織条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 48ページから49ページの間なんですが、住民福祉課のところ、改正案の中には「出張所の管理に関する事項」というふうなことが含まれております。これは、具体的にどういうところの出張所を指すのか伺いたい。

それと49ページ、池田総合窓口センターの現行改正の比較ですが、今回は現行の建設課を削除となっています。現在、池田のこの窓口センターには、水道と建設係というふうに置いております。この関係があるわけですが、ここでは「現行建設課」という表記してありますが、水道の関連については、住民にとってはどういうふうになるのか伺いたい。今現在、水道係は池田区域内の水道料金の徴収も行っている現状があります。そういう中で、

どういふうになるのか伺いたいと思います。

それと、やはり今現在、合併のときにはほとんどの課が内海の方に、住民に直接かわる課が内海の方というふうなことになってるわけですが、そのために、池田の住民の不便さを解消するためにも池田の総合窓口センターができたというふうに理解しております。そういう中で、具体的に水道の漏れとか、破損、あるいは集落道や町道の破損の問題で、直接住民がいろいろ窓口に来て相談もすると、そのための優位性もこの窓口センターの仕事があるわけです。そういう流れの中で、住民にとってこの変更がやっぱり影響が大きいのではないかというように思うわけですが、こういう状況について伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 村上議員おっしゃるように、住民サービスの低下を来したんではもともともございませんので、その辺を十分留意する必要があるかと思いますが、まず1点目の住民福祉課の出張所、窓口センターにも出張所が1行入っておると思いますが、合併時4つの出張所、福田、橘、坂手、三都、すべて総務課の管轄といたしておりました。ですから、総務課の職員が留守番に行たりもしておったんですが、職務内容からしてやはり窓口業務がもう主でございます。そういうことから、関連の深いそれぞれの課に管轄をしていただくということで、住民福祉課の出張所については福田、橘、坂手、窓口センターについては三都出張所を管轄していただきたいと思いますということでございます。

それから、窓口センターから建設課を削除ということで、この提案申し上げております行政組織条例に書いておる範囲での改正でございますので、建設課ということですが、水道も他の規則などによりまして今回本課の方へ行くこととなりますが、区域内の徴収に当たっておられます臨時職員の方、この方については窓口センターに残っていただくというふうに考えております。

それと、内海の方に本課のあるものについて、それを補足といいますか、池田町の皆さんに不便がないように窓口センターに設置したものではないかというご指摘でございます。当初そういう目的で設置をいたしました。いろいろ分室などにつきましても、逆に内海の建設課に農林水産分室で1人置いたりもしましたが、結果的に、その窓口における1人、2人、分室における1人、2人で根本的な問題の解決に至らないという事態、今後の行革大綱集中改革プランで削減を図っていかうという職員の配置計画、いろいろ勘案しますと、やはりこれは本課に置いて、みんなで集中的に業務に当たる方がかえってご不便をかけるのではないかと。窓口へ来られて道路の補修をお願いしても、結局は本課が出ばって

こんことにはならんということになるかと思しますので、そういう意味での本課への引き上げということをお願いさせていただく。ただ、完全に縦割りで行政を行っているわけではございません、国、県ではございませんので。直接住民にかかわる町の役場でございますから、横の連絡は十分とれておるといいますし、現在も平間所長のところでいろいろな相談も受けさせていただいております。また、農林水産課にも技術者はおりますので、こういった職員によりまして、少なくとも今よりも不便にならないということについては、十分心がけてまいりたいと思しますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 水道の係についても本課の方へ移行すると、ただし臨職については残すということ。これは水道の方は今現在2名だと思んですが、そのうちの1人を置くということで理解したらよろしいのでしょうか、どんなんでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） お尋ねは、正規1人と臨時1人という意味の2人ということですかね。ですね、はい。

正規職員について本課の方へ集中さそうということを考えております。ですから、今建設の担当もおりますし、水道が正規で1人と臨時職が1人の、水道を担当しとるのが2人おるかと思えます。正規を本課へという考えでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 日常的に、具体的に私も住民の方の相談を受けて、水道の水質の問題とか、直接やっぱり本課、内海の方ではなくて、やっぱり管轄的には、池田住民池田区域ですから、窓口センターの方の水道係の方で相談をしたりということでもしてまいりました。その住民の声にこたえて、即現場行くなり、調査行くなり、話を聞くなりやっております。これがいろいろ住民の方には年齢層もさまざまです。やっぱり高齢者の場合は、特にそれは本課の方へ出向くなりということはなかなかできません。単なる電話、高齢者の場合は電話で済む要件で済まない場合があります。そういう実態に照らした場合、やはりこれは、建設課の方へ水道係も建設関係も移行させるということについては、やっぱり住民に対するサービスが当然これは実際の動きの中で、運営の中で低下するかなというふうに思っておりますが、高齢者等に対して、足もないと、ご婦人の場合運転もできないとい

う場合、今の状態よりやはり後退するというふうに考えますが、どうですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 時間的に多少問題があるかと思いますが、もちろん住民の方にあっち行け、こっち行けと言うつもりは全くございません、担当が出向いてまいりますので。先ほど申しましたように、熟練の所長もおりますので、相談があれば担当課に連絡をして、担当者をこちらへ呼び寄せるという方向で対応させてもらいますので、多少、来てすぐ話が始められんということはあるかと思いますが、もうとにかく現状からして、あれもこれもすべて満足するということが難しくなりましたので、あれかこれかの選択の中で、極力サービスを低下させないという方向での苦肉の策でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

4 番森議員。

4 番（森 崇君） いろいろ悩まれたり、議論されて、回り回ってこうする方がいいんだろうということだというのは理解ができます。しかし、町民の方から見ると、やっぱり不便ならへんかなということもあると思います。その説明っていいですか、合併でいろんな説明をしてきて今日を迎えてますんで、その説明をどう考えておられるんかと、今答弁がありましたけど、出かけるというか、出前というか、そういうようなことで不便をかけないということも考えないかのんちゃうかと思えますんで、よろしく答弁お願いします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） この本日ご議決を賜りましたら、早速広報で皆様方に機構の微調整といいますか、改正につきましては周知をさせていただきたいというふうに考えております。事前に住民の方々のご意見を聞いてというところまでまいりませんでした、これは執行部の中の執行権の範囲ということでご理解をいただきまして、あとは皆さんへの混乱のないような周知について対応したいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15 番（鍋谷真由美君） 今回、内海統括室についてもなくなるということなんですけれども、今現在直接町民とかかわる中身で、なくなることでことによって町民に影響がある

という部分はどういうことがあるのでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） これにつきましては、全くございません。情報管理ということで、情報機器すべてあそこで集中管理しておりますので、これを守るために職員は必ず要りますし、総務課に統合されますと多少事務分掌で割り振りがかわろうかと思いますが、今現在あそこで行っている防災の話でありますとか、消防、それから防災行政無線、こういったことにつきましては変わらず対応させていただきますので、住民の皆様方にとっては、この統括室が総務課の中に入ったことによる不便さといえますか、変わりはありません。

以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） やっぱり住民の人としては、いろんなことでなくなるというふうな不安があります。今答弁の話を聞いておりますと、窓口センターではいろんな対応ができるというふうな感じですので、部署がなくなってもそこへご相談願えたらいいかというふうなことを広報なりで示してもらいたいと思いますが、それはいかがですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 教えていただいてありがとうございます。そういった周知をさせていただきます。ありがとうございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 今回の行政組織条例の一部改正については、提案理由としても、分庁舎方式による事務の煩雑化、そしていろんな効率化を求める効率的な組織にするためというふうになってはいますが、住民の暮らしの立場、住民の目線からして、今回の内容について、特に池田地域での総合窓口センターは具体的な、今示しましたが、用事がある場合にはやはり不便を強いらせるというふうな状況は言えるというふうに思います。そ

ういう状況の中で、住民のサービスの低下をより招くということは否めないというふうに思いますので、これについての反対の立場を表明します。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

1 番秋長議員。

1 番（秋長正幸君） 私は、議案第15号について賛成の立場から討論をいたしたいと思えます。

分庁舎方式の決定につきましては、昨日の本会議において種々詳細に説明がったものであります。近い将来の本庁舎方式への転換はやむを得ないものと思えますが、それまでの間においても住民サービスを維持しつつ、いかに効率的な行政組織を構築するかということとは大きな課題でございます。

今回の行政組織条例の改正は、ほぼ同等の機能を有したまま内海統括室が総務分室へ移行すること、総合窓口センターの窓口業務への特化、小豆島町の課題でもある徴収率の向上を図るための収納対策室の設置、オリーブ振興を栽培から産業利用までの一体的に行おうとするオリーブ室の設置など、その内容とするものでありまして、住民サービスの低下が懸念される総合窓口センターの窓口業務への特化による現場担当職員の削減についても、現在でもほとんどの現場が基本的に本課対応となっているため、十分に同等のサービスが維持されるものと思えます。

今後、本庁舎方式への転換までの間においても、こうした行政組織の効率化は必要と考えるところであり、今回の行政組織条例の改正についても賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第16号小豆島町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第17号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第18号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について質疑を行います。

本件については、本日採決します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第19号町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は建設経済常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 議案第20号平成19年度小豆島町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務常任委員会に付託し、総務常任委員会は、教育民生常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託をして審査をしていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は総務常任委員会に付託し、総務常任委員会は、教育民生常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託をして審査をしていただくことに決定されました。

なお、分割受託審査を行った教育民生常任委員会と建設経済常任委員会は、審査が完了しましたら総務常任委員会に報告をお願いします。

議長（中村勝利君） 次、議案第21号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は教育民生常任委員

会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第22号平成19年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第23号平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第24号平成19年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第25号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第26号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第27号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） この簡易水道の事業特別会計には、合併によって予算一本化されております。それぞれの旧町の簡易水道があるわけですが、収入においては、明細、担当課の方でぜひ付託された場合には内容を、各簡易水道の収益のところですね、明細を出す用意をしていただきたいと思います。いかがですか。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 6地区個々にということでございますか。

（14番村上久美君「そうです」と呼ぶ）

はい、用意いたします。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第28号平成19年度小豆島町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第29号平成19年度小豆島町病院事業会計予算について質

疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第30号平成19年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第3 「発議第1号・小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について」及び「発議第2号・小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について」に対する質疑、討論、採決

議長（中村勝利君） 次、発議第1号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、発議第2号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

本日各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月26日の本会議にお願いします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月26日月曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、3月23日に開催されます議会運営委員会で決定した後通知いたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時09分